

香川県報



第 90 号

平成 15 年

11月14日(金曜日)

規 則

香川県開発登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十八号

香川県開発登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則

香川県開発登録簿閲覧所規則（昭和四十五年香川県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則

第六条中「登録簿の」を「都市計画法第四十七条第五項の規定により登録簿の」に、「開発登録簿謄本交付申請書」を「開発登録簿謄本交付請求書」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「閲覧簿」を「閲覧票」に、「及び閲覧理由を記入し、知事の承認を得なければ」を「その他所定の事項を記入しなければ」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「（閲覧時間等）」に改め、同条第一項中「開発登録簿（以下「登録簿」という。）」を「登録簿」に改め、同条第二項中「閲覧に」を「、閲覧に」に、「伸縮する」を「変更する」に、「その旨」を「、その旨」に改め、同条を第三条とする。

第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十六条に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。別記様式を次のように改める。

目 次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県開発登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 一

告 示

○保安林の指定 (みどり整備課) 三

○保安林の指定の解除 () 三

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 (長寿社会対策課) 四

○道路の区域変更 (四件) (道路保全課) 四

○河川区域の変更 (河川砂防課) 六

○地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託 (港湾課) 六

○高松港湾湾施設使用料の収納事務の委託の解除 () 六

○平成十二年香川県告示第七百七十号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部改正 (住宅課) 七

公 告

○香川地域森林計画の変更計画の案の縦覧 (みどり整備課) 七

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (二件) (経営支援課) 七

○争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 八

○土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 八

○土地改良事業の認可 () 八

○土地改良区の役員の退任の届出 () 八

○開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課) 九

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了 () 九

別記様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

開発登録簿謄本交付請求書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住 所
氏 名

{ 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

電話番号 () ー

次のとおり開発登録簿の謄本の交付を請求します。

開発許可を受けた者の 氏 名 又 は 名 称	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
謄本の必要枚数	枚

三七七〇一 〇二六五九	香川郡塩江町大字安原 上東九九番地一	香川郡塩江町大字安原 下第二号一六四五	〃	設
三七七〇一 〇二六六七	デイサービスセンター かに 高松市檀紙町八五一番 地六	有限会社かに調剤薬局 代表取締役 古川謙二 高松市香西本町二五六 番地五	〃	通所介護
三七七〇一 〇一五七	ハッピーライフ愛居室 介護支援事業所 高松市円座町一三〇〇 一	株式会社ハッピーライフ フ愛 代表取締役 赤澤浩子 高松市円座町一〇〇一 番地	〃	居宅介護 支援
三七七〇六 〇一五七	指定訪問介護事業所み どり さぬき市津田町鶴羽二 一七六番地	特定非営利活動法人ワ ック香川みらい 理事長 名倉毅 さぬき市津田町鶴羽二 一七六番地	〃	訪問介護
三七七〇七 〇〇〇九八	グループホームミモザ 園 東かがわ市白鳥一七五 四番地一	株式会社メディカル・ ケアサービス 代表取締役 太田佳子 東かがわ市三本松一七 五八番地	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二六七五	痴呆性高齢者グループ ホーム第五若葉荘 高松市三谷町一六四三 番一	医療法人社団青冥会 理事長 藤田榮一 高松市三谷町一六八〇 番地一	平成十五年 十一月四日	〃
三七七二五 〇〇七一	ハウスリフォーム福祉 事業部 綾歌郡綾南町大字滝宮 二九七番地四二	有限会社ハウスリフォーム 代表取締役 村山好治 綾歌郡綾南町大字滝宮 二九七番地四二	〃	福祉用具 貸与

●香川県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 大内白鳥インター線（四十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別				
東かがわ市川東二二三番二地先から	前	二六・〇	}	三九八	市道移管に伴う変更
	後	六二・〇			
東かがわ市白鳥字寺前一七五番一地先まで	前	一九・六	}	三九八	
	後	三八・〇			
東かがわ市川東二二三番二地先から	前	二六・〇	}	一八四	
	後	二二・六			
東かがわ市川東二二四一番五地先まで	前	三〇・四	}	一八四	
	後	二七・六			

●香川県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 室本流岡線（二百三十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
観音寺市高屋町字暮賀五八三番一 地先から 観音寺市高屋町字原ノ町四〇三番 三地先まで	九・二	一〇・八	六・四	二、二八〇	道路整備工 事に伴う現 道拡幅
	一七・四	二一・六			

●香川県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
観音寺市室本町字西丸山六八〇番 三地先から	六・四	二、二八〇	六・四	二、二八〇	道路整備事 業計画によ る拡幅及び

バイパスの
建設

後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市八幡町一丁目甲三四二七 番四地先まで	四〇・七			
観音寺市室本町字西丸山六八〇番 三地先から				
観音寺市八幡町一丁目甲三四二七 番四地先まで	四〇・七	六・四	二、二八〇	
観音寺市室本町字西丸山六八〇番 三地先から				
観音寺市高屋町字三ノ坪五六二番 二地先まで	三四・〇	八・三	一、四五〇	
観音寺市高屋町字三ノ坪五六二番 二地先から				
観音寺市八幡町三丁目甲三五九七 番一地先まで	四八・四	一九・〇	九〇〇	

●香川県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 岡本高瀬線（二百二十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			

三豊郡豊中町大字岡本字北砂子八七七番一地先から	前	一一・八	道路区域の見直しによる変更及び不用物件化
三豊郡豊中町大字岡本字北砂子八七九番一地先まで	後	一三・二 一四・四	

●香川県告示第六百四十八号

二級河川財田川水系財田川について、昭和五十年香川県告示第二百八号で指定した河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように変更する。その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所において縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更区域

三豊郡財田町財田中地内（次の図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域）
（「次の図面」は、省略し、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所において縦覧に供する。）

●香川県告示第六百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十五年十月一日から、次の者に高松港港湾施設使用料（通行料及び係船料）の徴収事務を委託した。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 ジャンボフェリー株式会社
住所 兵庫県神戸市中央区新港町三番七号

●香川県告示第六百五十号

昭和四十七年香川県告示第四百二十一号（高松港港湾施設使用料の収納事務の委託）で告示した次の者に対する高松港港湾施設使用料（通行料、けい船料、停泊料）の収納事務の委託を平成十五年十月十日解除した。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 加藤汽船株式会社高松支店
住所 高松市朝日町五丁目一二番一号

●香川県告示第六百五十一号

平成十二年香川県告示第七百七十号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表国分寺の項中

平成三年	中層耐火構 造四階建	一階、二階又は三階にあるもの	〇
平成三年	中層耐火構 造四階建	四階にあるもの	〇

を

平成三年	中層耐火構 造四階建	一階、二階又は三階にあるもの	〇・七
平成三年	高層耐火構 造六階建	四階にあるもの	〇・七
平成十四年	高層耐火構 造六階建		〇・八

に改める。

公 告

●香川県公告第六百四十九号

森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第一項及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定による地域森林計画の変更計画の案を作成したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 森林計画区の名称

香川森林計画区

二 地域森林計画の変更計画の案の縦覧の場所及び期間

場所 香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室
期間 平成十五年十一月十四日から同年十二月十五日まで

●香川県公告第六百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百二十三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

キョーエイ松島店

高松市松島町二丁目七番九号

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年十一月十四日（金曜日）から同年十二月十五日（月曜日）まで

●香川県公告第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百二十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

観音寺ショッピングデパート

観音寺市坂本町五丁目甲一三九一番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要

騒音及び照明等の環境問題に関して問題が起こった場合には、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に掲げられている事項を配慮した上で、誠意ある対応を行うこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年十一月十四日（金曜日）から同年十二月十五日（月曜日）まで

●香川県公告第六百五十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松

赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十五年十一月六日通知があった。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

要求内容の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議

二 日時

平成十五年十一月十七日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間

三 場所

高松市番町四丁目一―三、高松赤十字病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的にすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独又は併用して行なう。

但し、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。

●香川県公告第六百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十月三十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十一月二十八日から同年十二月十八日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業葛谷北地区	高松市産業部土地改良課

高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業上成合地区	単独県費補助土地改良事業市場からと地区
良区		

●香川県公告第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、馬越岡地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業 馬越岡地区）を行うことについて平成十五年十月二十八日認可した。平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、財田川沿岸土地改良区から役員の内退任について次のとおり届出があった。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

監事 宮武 鶴松 三豊郡山本町大字大野一四五番地 平成一五、一〇、二四

●香川県公告第六百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市川津町字東山二三三〇―一二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市木太町四三三二番地三

谷本 洋

●香川県公告第六百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号

川重不動産株式会社 代表取締役 阿二眞三郎

●香川県公告第六百五十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長二一九・四六メートル）

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長一〇九・〇〇メートル）

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部及び同地先町道

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長一一三・八〇メートル）

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部及び同地先町道

排水敷地（面積二一・八五平方メートル）

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部

3 公園

公園（面積一四一・二五平方メートル）

綾歌郡飯山町東坂元字秋常一八〇―二の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号

川重不動産株式会社 代表取締役 阿二眞三郎

平成十五年十一月十四日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています